

令和6年度 定期監査等結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査等
2. 監査対象年度 令和5年度10月～3月、令和6年度4月～9月
3. 監査結果報告 令和6年11月6日

所属等	監査結果	措置状況等
伊賀南部環境衛生組合事務局	小規模の修繕（30万円以下）において、特定の事業者との随意契約が多く見受けられた。類似案件を集約し、入札や見積合わせ（3者以上）を行うなど、公平・公正で透明性の高い発注に取り組まれない。	小規模修繕における特定事業者との随意契約については、原則として、ご指摘の方針を尊重し、類似案件を集約し、入札や見積合せを行うなど、公平・公正で透明性の高い発注に取り組みます。
伊賀南部環境衛生組合事務局	委託料の支払いにおいて、契約書の内容に従って処理されていない案件が見受けられた。契約内容を遵守し、期限を厳守した支払事務に努められない。	ご指摘の内容については、契約内容のとおり経理事務を行い、不備のないよう努めてまいります。
伊賀南部環境衛生組合事務局	伊賀南部クリーンセンター内において、事業運営に重大な支障を来す故障が発生していることから、構成市や委託業者と綿密に連携し、適切で安定した施設の維持管理に努められない。	長期休炉を伴う機器の故障など重大な事象の発生により、関係者各位に多大なご心配やご迷惑をおかけしていることを重く受け止め、構成市や施設運転管理業務委託者との連携や情報共有によって、より一層の安定操業に努めてまいります。 また、近年、老朽化による不具合の発生が多発していますが、予防保全による効率的な整備を行い、不具合発生箇所の低減に努めてまいります。
伊賀南部環境衛生組合事務局	生ごみの水切りは、家庭で手軽に実践でき、ごみの減量効果の高い取組であることから、効果的な普及啓発方法を検討されない。	ご指摘いただいたことにつきましては、構成市とも連携し、効果的な普及啓発方法として、広報やSNS等を通じた市民への啓発に努めてまいります。
伊賀南部環境衛生組合事務局	クリーンセンター計量窓口において、昨年度に続き、収入金額の集計額と現金が合わない事例が見受けられた。現金を取り扱うことの重要性を再認識し、複数人によるチェック体制の徹底等を通じて、不明金の再発防止に努められない。	計量事務については、確実性を最優先し、計量担当者2名によるダブルチェックをより徹底することにより、再発防止に努めます。

【時間外勤務】

時間外勤務命令の上限時間の設定を超えている所属においては、時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当部局：令和5年10月～令和6年9月に月45時間あるいは総時間が360時間を超えている職員が一人でもいる所属

所属等		措置状況等
伊賀南部環境衛生組合事務局	業務室	該当職員への聴取りや事務の進捗状況を綿密に共有するなど、時間外勤務の低減に努めるとともに、業務の分業化を推進し職員間の平準化を図ります。